

固定式局所消火装置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式局所消火装置に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 10.5.6.2 規則においては、総トン数 2,000 トン以上の貨物船であって、500m³を超える容積を有する A 類機関区域に対して要求される固定式局所消火装置の要件が規定されており、併せて、当該装置の試験基準及び性能要件等を規定した承認指針が MSC/Circ.913 として回章されている。

その後、2010 年 12 月開催の IMO 第 88 回海上安全委員会（MSC88）において、当該区域の通風装置の設置場所によっては、火災探知装置の迅速、かつ、正確な感知が困難となる場合があること、また、当該消火装置の自動起動に連動して要求される通風装置の停止により主機関及び補機関までも停止に至る懸念があることから MSC/Circ.913 の見直しが行われ、MSC.1/Circ.1387 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1387 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 固定式消火装置の消火ノズルは、MSC.1/Circ.1387 に従ったものとするよう改めた。
- (2) 固定式局所消火装置の自動起動のために設けられる火災探知装置の組合せに関する要件を改めた。
- (3) 固定式局所消火装置が自動起動した際に要求されていた通風装置の自動停止又は遮断に関する要件を削除した。